

山岳警備隊に関する訓令

富山県警察本部訓令第9号

富山県警察山岳警備隊に関する訓令（昭和47年富山県警察本部訓令第5号）の全部を改正する。

平成2年10月1日

富山県警察本部長

山岳警備隊に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、地域部山岳安全課に附置する山岳警備隊（以下「山岳警備隊」という。）の運営に関し、富山県警察の地域警察の運営に関する訓令（平成5年富山県警察本部訓令第23号）に定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 山岳警備隊は、次の各号に掲げる活動（以下「山岳警備活動等」という。）を行うことを任務とする。

- （1） 山岳地帯の警戒警ら及び実態掌握並びに登山者に対する指導及び事故防止広報
- （2） 山岳遭難者の救助及び救護
- （3） その他警察本部長（以下「本部長」という。）が特に命じた事項

（組織）

第3条 山岳警備隊に、隊長、副隊長、小隊長、分隊長、分隊員及び隊付隊員（以下「隊員」という。）を置く。

2 前項に掲げる者のほか、山岳警備隊の技術向上を図るため、隊長の下に指導官を置くことができる。指導官は、山岳警備活動等に関し必要な技能、知識等を有する者の中から、本部長が任命又は委嘱する。

3 山岳警備隊の編成は、別表第1のとおりとする。

（活動の拠点）

第4条 山岳警備隊の活動の拠点は、富山県警察の組織に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第3号）第17条に掲げる警備派出所（富山空港警備派出所及び伏木港警備派出所を除く。）及び警察署において山岳警備活動の拠点として設置する臨時警備派出所とする。

（隊長の責務）

第5条 隊長は、山岳安全課長の命を受け、山岳警備隊員を指揮監督するものとする。

（隊員の心得）

第6条 隊員は、職責を自覚し、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1） 厳正な勤務規律の保持に努めること。
- （2） 山岳警備活動、教養訓練等に当たっては、事故防止に最善の努力を払うこと。
- （3） 山岳関係者との綿密な連携に努めること。
- （4） 登山技術及び救助技術の向上に努めること。
- （5） 山岳に関する専門的知識の修得に努めること。
- （6） 山岳装備資器材及び活動の拠点とする警備派出所施設の適正な管理に努めること。
- （7） 山岳警備活動に備え、平素から気象状況の把握に努めること。

(隊旗)

第7条 山岳警備隊の隊旗は、別表第2のとおりとする。

(勤務)

第8条 隊員の勤務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 通常基本勤務 指定された場所又は区域において、第2条第1号に掲げる活動に当たる勤務をいう。
- (2) 特別勤務 第2条第2号又は第3号に掲げる活動に当たる勤務をいう。

(出動)

第9条 警察署長は、山岳警備活動等を行うため山岳警備隊の応援を必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、本部長に出動を要請するものとする。

- (1) 事案又は重点活動の概要
- (2) 出動を必要とする理由
- (3) 出動日時場所
- (4) 出動人員
- (5) 装備資器材の種別及び数量
- (6) その他必要事項

2 本部長は、前項の要請を受けた場合において、山岳警備隊の出動の必要があると認めるときは、山岳安全課長にその出動を命じるものとする。

3 前2項の規定により出動した隊員は、派遣された区域を管轄する警察署長の指揮を受けるものとする。

(本部長指揮事案)

第10条 前条の規定にかかわらず、本部長は、遭難者が多数に及び、又は救助活動が2以上の警察署の管轄区域に及ぶ大規模な山岳遭難等が発生した場合において、必要と認めるときは、山岳警備隊を出動させ、これを指揮する。

(教養訓練)

第11条 隊長は、次の各号に掲げる事項について教養訓練を実施し、隊員の知識技能及び体力気力の向上に努めなければならない。

- (1) 登山の基礎技術
宿営技術、行動技術、雪渓技術
- (2) 救助救護活動技術
救出技術、救急技術、搬送技術
- (3) 山岳無線技術
- (4) 航空機技術
誘導技術、搭乗技術、ホイスト技術
- (5) その他山岳警備活動等に必要な技術

2 訓練の種別は、長期合宿訓練及び短期訓練とする。

3 訓練実施要領は、訓練の目的、季節、山域、参加隊員等を検討し、関係所属長と協議の上、山岳安全課長が策定する。

(報告)

第12条 警察署長は、第9条の規定により山岳警備隊の派遣を受け、又は所属職員により山

岳遭難者の救助救護活動を実施したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

2 隊長は、第11条の規定により教養訓練を実施したときは、山岳安全課長に報告しなければならない。

(細則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、山岳警備隊の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月18日本部訓令第4号抄)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第30項から第42項までの改正規定は、平成20年3月24日から施行する。

附 則 (平成25年3月12日本部訓令第3号抄)

この訓令は、平成25年3月27日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日本部訓令第15号抄)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第2（第7条関係）

山 岳 警 備 隊 旗 の 形 状		
山 岳 警 備 隊 旗 の 制 式		
区 分	制 式	
旗	地 質・色	正絹塩瀬織（裕）又は人絹塩瀬織（裕）・エンジ色
	大 き さ	縦70センチメートル、横100センチメートル
	標 章	山を背景にピッケルを2本交叉させ、中央に金色の旭日章を配し、下部旗竿側に山岳警備隊の記章を置く。
	警 察 名	標章の下に金色文字で「富山県警察山岳警備隊」と表示する。
	飾 ふ さ	旗の縁に長さ12センチメートルの金色又は黄色の飾ふさを付する。
旗 竿	(1) 旗竿は、黒塗とし、その太さは直径3センチメートル、長さは178センチメートルとする。 (2) 竿頭に金色又は銀色の矛を付する。	